

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

第8の8表 (令和5年1月分以降用)

(単位は円)

		被相続人	
1 税額控除額			
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「㉔・㉕以外の税額控除額㉖」欄に記入する金額の計算のために使用します。			
	(氏名)		(氏名)
※ 整理番号			
未成年者控除額 (第6表1㉔、㉕又は㉖)	①		
障害者控除額 (第6表2㉔、㉕又は㉖)	②		
相次相続控除額 (第7表㉔又は㉕)	③		
外国税額控除額 (第8表1㉔)	④		
合 計 (①+②+③+④)	⑤		
(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「㉔・㉕以外の税額控除額㉖」欄に転記します。			

(単位は円)

2 納税猶予税額			
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額㉗」欄に記入する金額の計算のために使用します。			
(1) 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項) (2) 非上場株式等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項) (3) 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項) (4) 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項) (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項) (6) 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項) (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)			
	(氏名)		(氏名)
※ 整理番号			
農地等納税猶予税額 (第8表2㉗)	①		
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②		
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③		
山林納税猶予税額 (第8の3表2㉗)	④		
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤		
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥		
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦		
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧		
(注) 1 上記(1)~(7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①~⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①~⑦欄に対応する欄の金額を転記します。 2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額㉗」欄に転記します。			